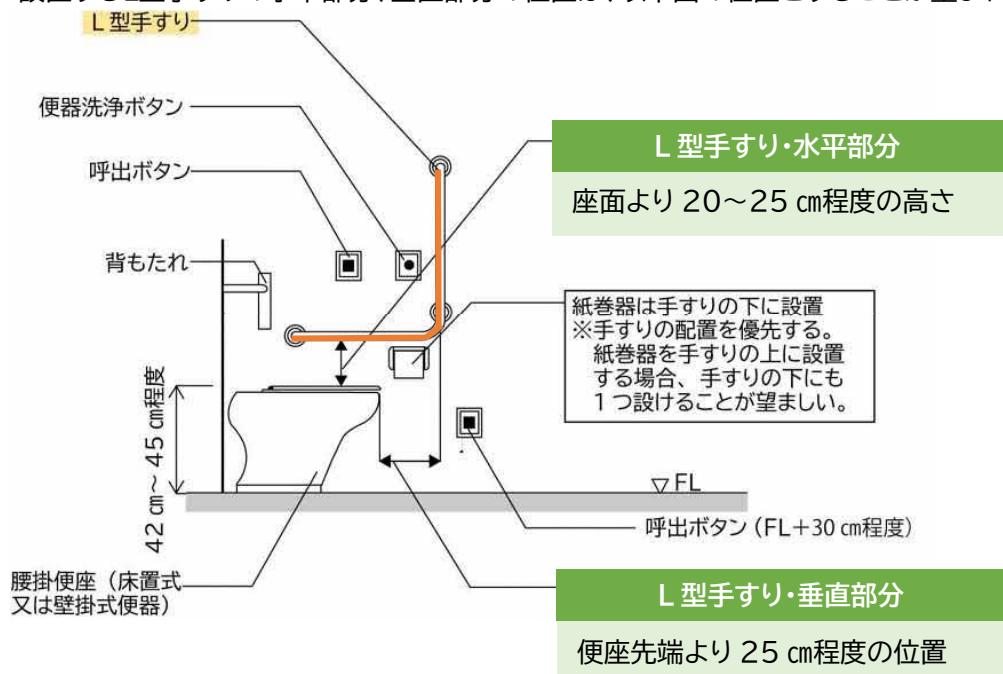


- 手すりは、高齢者や杖使用者、車いす使用者などが体勢変化や便器移乗を行う際に使用する大切な設備です。誰にとっても使いやすい手すりとするには、とっとりUDアドバイザー派遣制度の活用等、利用者の多様な意見を設計に反映した図面とし、工事において、設計に忠実に施工することが必要です
- 便器洗浄ボタンや緊急通報ボタン等の操作系設備の設置位置についても同様であり、公共トイレ操作JIS(JIS S 0026)によりボタン等の配置を定めています。しかし、現場の納まりを優先して工事をすると、利用者が使いづらくなるため、JISに適合した整備として利用者の使いやすさに配慮することが重要です。

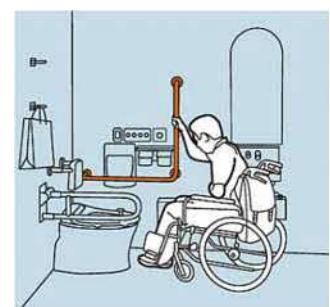
1 手すりの設置位置

- ✓ 壁面に設置するL型手すりの水平部分、垂直部分の位置は、以下図の位置とすることが望まれます。

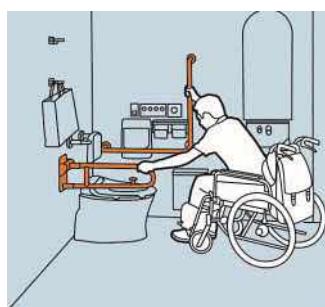


利用の動き

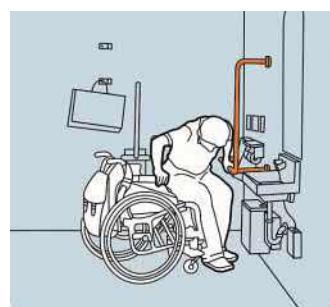
正面アプローチ



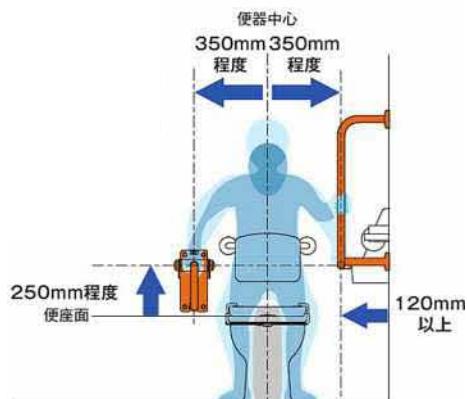
斜め前方アプローチ



直角アプローチ



- ✓ はね上げ手すりや洗面台、小便器の手すりの位置は、次のとおりとすることが望まれます。



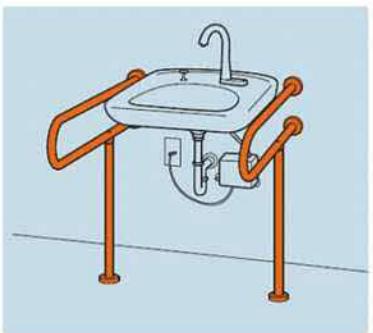
はね上げ手すりの設置位置について

- ✓ はね上げ手すりの設置位置は、便器中心から 35 cm 程度の位置とします。
- ✓ 手すりの水平部の高さは、便座移乗の際に力が入りやすく、便座上で肘の置きやすさを考慮し、便座面から 25 cm程度の位置とします。



小便器手すりの設置位置について

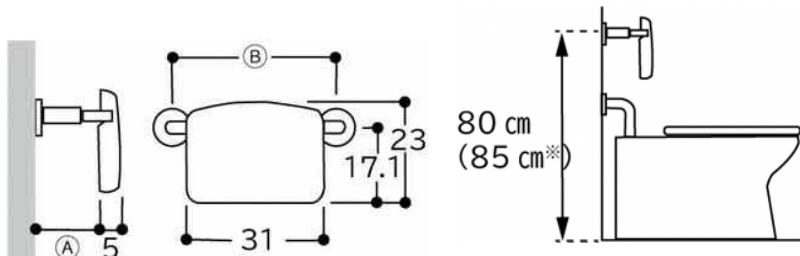
- ✓ 小便器手すりは、立位のバランスを保持するために必要です。



洗面器手すりの設置位置について

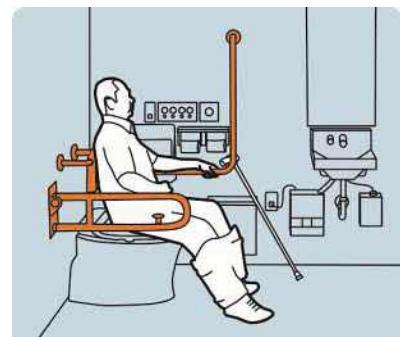
- ✓ 洗面器手すりは、杖使用者等が立位のバランスを保持するために必要です。
- ✓ 手すりは、車いすのアプローチの妨げにならないよう考慮します。

- ✓ 高齢者や杖使用者、車いす使用者などの姿勢の維持に必要な背もたれは、便座の座る位置に合わせて適切に配置します。



※車いす対応便器の場合、85 cmです。

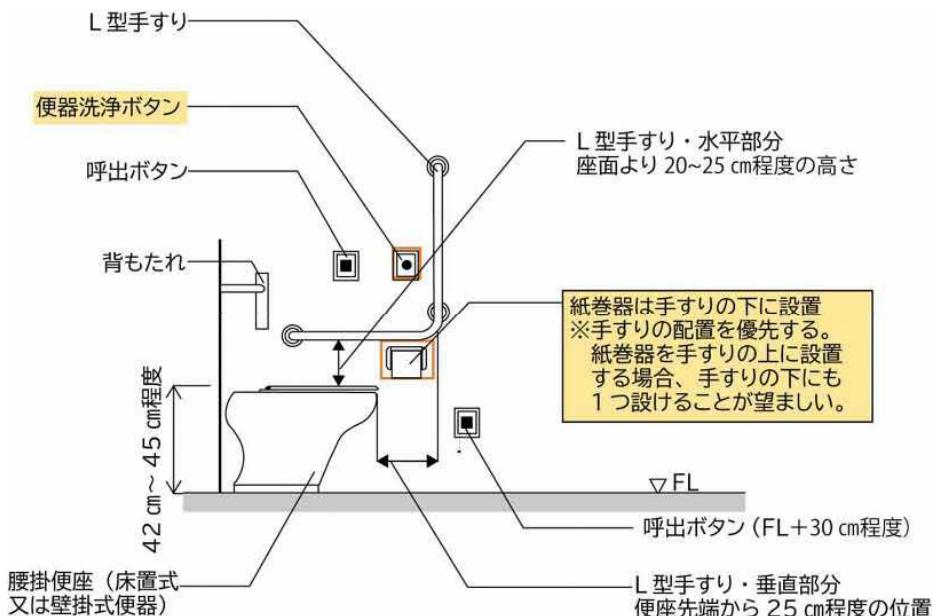
注)④又は⑤の寸法については、各メーカーにより異なります。



【資料提供:TOTO】

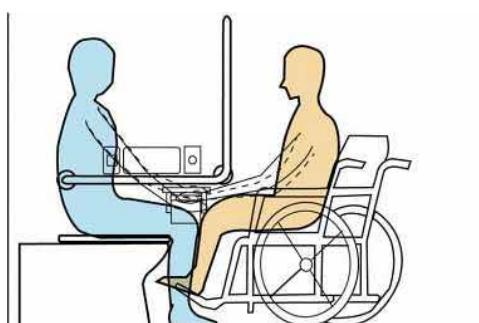
2 操作系設備の設置配慮

- ✓ 温水洗浄便座を設けた便器洗浄ボタンは、温水洗浄ボタンと一体となったリモコンボタンが設置されることがあります。弱視者等の利用者にとって、便器洗浄ボタンと温水洗浄便座ボタンが分かれづらくなるため、これらのボタンは別に設置するなどの配慮が必要です。また、トイレの操作系設備(洗浄ボタン、呼出ボタン、ウォシュレット等リモコン)や紙巻器などトイレ壁面に配置する設備の種類が増えています。
- ✓ JIS S 0026:2007 高齢者・障害者配慮設計指針において、トイレの設備機器(紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンの形状・位置・色)の使いやすい位置を検証し、トイレ内の壁面配置の共通ルールが定められています。



紙巻器

- ✓ 紙巻器は両手で使用するため、L型手すりの次に優先して設置位置を考慮します。
- ✓ 設置の際は、以下のいずれの状態からも利用できる位置とするよう配慮が必要です。
 - 便器に座った状態
 - (便器前方)

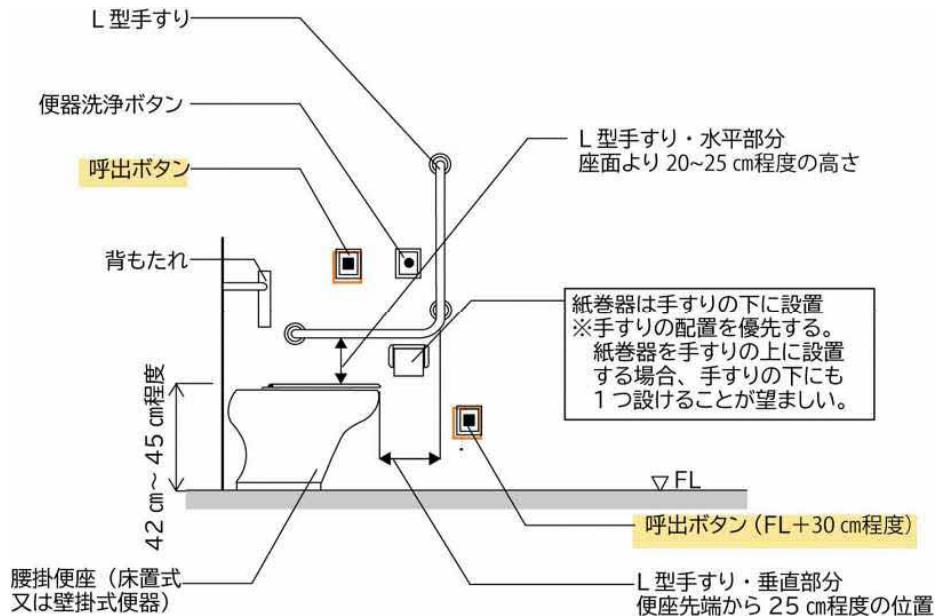


便器洗浄ボタン

- ✓ 洗浄ボタンは、公共操作系 JIS に沿った色・形状のボタンを便器横壁に設置します。設置の際は、以下のいずれの状態からも利用できる位置とするよう配慮が必要です。
 - 便器に座った状態
 - 車いすに座った状態
- ✓ センサー式は空中で手を静止することが困難な方もおられるため、押しボタン式との併用が必要です。
- ✓ 弱視者に配慮し、ボタンの位置が認識しやすいようボタンと周辺の色のコントラスト差を設け、洗浄ボタン以外のボタンは別基盤とする必要です。

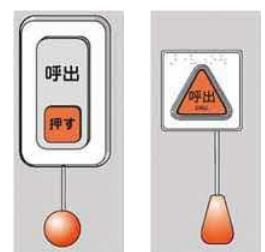


【資料提供:TOTO】



呼出ボタン(緊急通報設備)

- ✓ 利用者の利用する位置について、以下のいずれの状態からも利用できるよう、操作盤付近と床付近に設置する必要があります。
 - 便器に座った状態
 - 車いすに座った状態
 - 車いすから転倒した状態
- ✓ 押し間違いを防ぐためカバーの設置等の配慮が必要です。



【資料提供:TOTO】

3 手すりと公共トイレ操作系JIS S 0026に適合した配置例

- ✓ 高齢者や上肢障がい者、車いす使用者等は、手すりの前出寸法と紙巻器の設置位置から紙巻器を利用する際の切りやすさに配慮して以下の位置に配置するよう配慮が必要です。

①9 cm …手すりよりも下端に紙巻器を設置し、紙巻器は体重を荷重できるものとします。
(車いす使用者用便房では使用しない)

②12 cm …L型手すりの水平部分上又は下に紙巻器を設置します。

③23 cm …L型手すりの水平部分よりも上に紙巻器を設置します。

※便器横手洗器を設けている場合は、L型手すりの水平部分に腕を置いて利用するため、L型手すりの水平部分よりも上に紙巻器を設置可とします。

①I型手すり(※)



②L型手すり(12 cm)



③L型手すり(23 cm)



※車いす使用者用便房では
使用しない

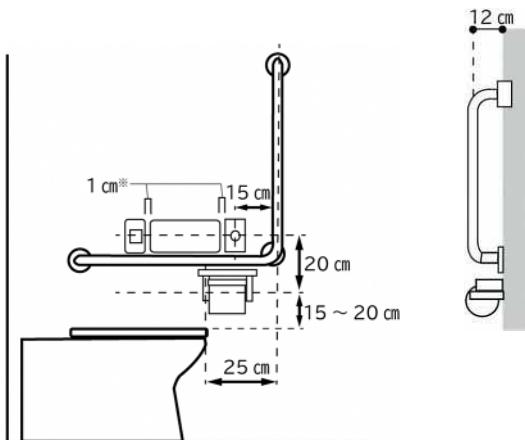
- ✓ メーカーによっては、手すりを利用しやすくするため、手すりの前出寸法の基準を設けている場合もあります。

手すり 前出寸法	6.5 cm・9 cm	12 cm	23 cm(手洗器併設)
形状	I型又はL型寸法	L型寸法	L型寸法
トイレ形態	一般・高齢者		
	杖使用者		
	6.5~9 cm程度	12 cm程度	車いす使用者 23 cm程度

【資料提供:TOTO】

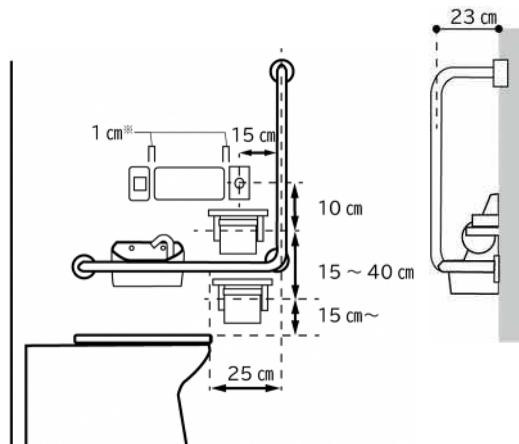
前出 12 cmの手すりの場合

- ✓ 前出寸法 12 cmの L型手すりを設置した場合、紙巻器は便座上面から約 15~20 cm程度の上の位置に設けます。
- ✓ 便器洗浄ボタンや呼び出しボタンは、紙巻器から約 10~20 cm程度の上の位置に設置します。



前出 23 cmの手すりの場合

- ✓ 前出寸法 23 cmの L型手すりを設置した場合、紙巻器は便座上面から約 15~40 cm程度の上の位置に設けます。
- ✓ 便器洗浄ボタンや呼び出しボタンは、紙巻器から約 10 cm程度の上の位置に設置します。



※埋め込みタイプのウォシュレットリモコンの場合は、クリアランスが 2 cm必要



【資料提供:TOTO】

※画像はトイレ設備の整備例を示す(色彩計画については、「弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集」を参照のこと)

4 トイレ標識とピクトグラムの表示

- ✓ 施設を利用する際、トイレが必要となった場合を想定し、トイレの位置がわかるような標識を設置するなどの情報提供が重要です。
- ✓ 異性による介助・同伴、性的マイノリティの方には、利用者の性別を限定しない男女共用トイレであることがわかる標識を設置し、利用者へのトイレ標識の普及促進が重要です。

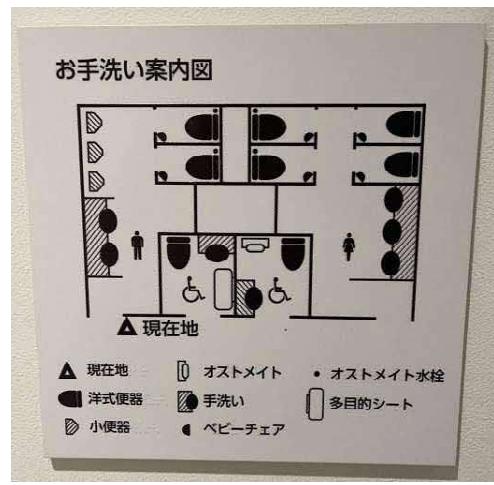
トイレ標識とピクトグラムの設置

トイレ出入口に大きなピクトグラムとトイレ内部を示す案内標識を設置した事例です。
一般便房の出入口戸にオストメイト用設備や乳幼児用設備の設置を示すピクトグラムが設置した事例です。

事例 神戸市中央区役所



事例 県立鳥取中央病院



県有施設におけるトイレサインの事例

鳥取県中央病院では、写真のようにトイレ標識を設置し、誰もが使いやすいトイレとして、利用促進を図っています。



※乳幼児用設備を示すピクトグラム(JIS規格)は平成29年7月に改正されています

04

鳥取県版トイレ整備プラン

- 誰もが使いやすいトイレプランとして、床面積が300m²程度の小規模施設(小売店舗・サービス店舗等)、300~1,000m²程度の中規模施設(医療・福祉事業所等)、1,000m²以上の大規模施設(公共施設、大規模商業施設等)の3区分について、新築と改修の整備プランを示します。
- トイレ機能等の設置義務面積対応表(以下、「面積表」という)は、鳥取県福祉のまちづくり条例に定める特別特定建築物の施設面積において必要な設備(車いす使用者用便房、オストメイト用設備、乳幼児用設備の設置等)を示します。

凡例	男女共用トイレ	車いす使用者用便房	ベビーチェア
	女性トイレ	オストメイト用設備	ベビーベッド
	男性トイレ	フィットティングボード	大型ベッド

1 小規模施設 (物販、飲食、理美容等)

- 小規模施設の場合、車いす使用者用便房(以下、「車いす用便房」という)と共にトイレに機能を分散し設置することが考えられます。

新築(床面積300m²程度)

1-1.車いす使用者用便房



Point !

- 車いす使用者用便房にオストメイト用設備とベビーチェアを設置した事例
- 2m×2m以上かつφ1.5m以上の空間を確保し、車いすの回転を考慮

整備項目	対応
弱視者への配慮	義務
車いす使用者用便房	義務
オストメイト用設備	義務
ベビーチェア	義務
ベビーベッド	努力

1-2.車いすの転回を考慮した事例

パターンA



Point !

- 車いす使用者用便房にオストメイト用設備(簡易型)とベビーチェアを設置した事例
- パターンA: 1.5m×1.8m以上かつ130cm角以上の空間を確保し、車いすの転回を考慮
- パターンB: 1.3m×2.0m以上かつ130cm角以上の空間を確保し、車いすの転回を考慮
- 便器と出入口は対角に位置するように配慮が必要

パターンB



1-3.車いす使用者用便房等を複数設けたレイアウト

パターンA

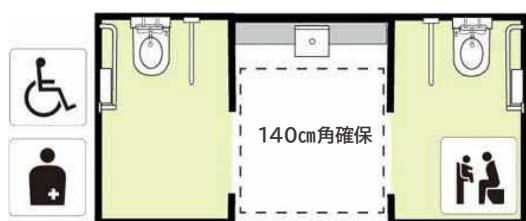


Point!

パターンA

- ✓ 車いす使用者用便房と簡易型便房に機能分散
- ✓ 車いす使用者用便房にベビーチェアとオストメイト用設備を設置した事例
- ✓ 2.0m×2.0m以上かつ ϕ 1.5m以上の空間を確保し、車いすの回転を考慮
- ✓ 簡易型便房にベビーチェアを設置した事例
- ✓ 共用部の廊下に140cm角以上の空間を確保し、車いすの転回を考慮

パターンB



Point!

- パターンB 簡易型便房を2つ設置し機能分散
- ✓ 簡易型便房にオストメイト用設備を設置した事例
- ✓ 簡易型便房にベビーチェアを設置した事例
- ✓ 共用部の廊下に140cm角以上の空間を確保し、車いすの転回を考慮

パターンC



Point!

- パターンC 簡易型便房と手洗い室に機能分散
- ✓ 簡易型便房にオストメイト用設備とベビーチェアを設置した事例
- ✓ 簡易型便房に130cm角以上の空間を確保し、車いすでの移動を考慮
- ✓ 手洗い室にベビーベッドを設置し、機能分散を考慮

パターンD



Point!

パターンD

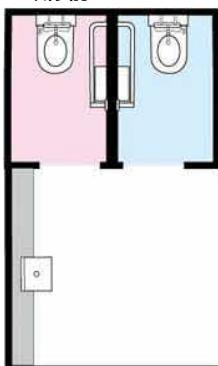
- パターンD 車いす使用者用便房と簡易型便房に機能分散
- ✓ 車いす使用者用便房にオストメイト用設備を設置した事例
- ✓ 2.2m×2.2m程度かつ ϕ 1.5m以上の空間を確保し、車いすの回転を考慮
- ✓ 簡易型便房にベビーチェアとベビーベッドを設置した事例
- ✓ 共用部の廊下に140cm角以上の空間を確保し、車いすの転回を考慮

改修

1-4.車いす用便房等を複数設けたレイアウト

パターンA

<改修前>



<改修後>

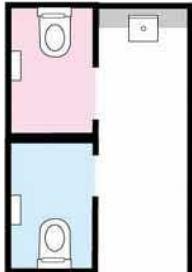


Point !

- ✓ 男女別トイレ 2つ分便房スペースを用いて、2.0m×2.0m以上かつφ1.5mの空間を確保した車いす使用者用便房に改修し、オストメイト用設備とベビーチェアを設置
- ✓ 出入口前のスペースには、車いす使用者が転回できるように140cm角以上のスペースを確保（狭小スペース等で確保できない場合は除く）

パターンB

<改修前>



<改修後>

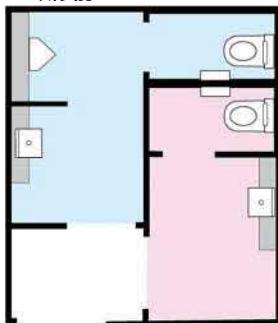


Point !

- ✓ 女性用トイレと手洗いスペースを用いて、2.0m×2.0m以上かつφ1.5mの空間を確保した車いす使用者用便房に改修し、オストメイト用設備を設置
- ✓ 共用便房とすることで、異性介助や性的マイノリティに配慮
- ✓ 男性用トイレを共用トイレへ変更しベビーチェアを設置し利用者を限定せず利用可能

パターンC

<改修前>



<改修後>

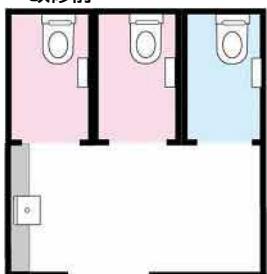


Point !

- ✓ 男女別トイレを改修し、車いす用簡易型便房を2か所設け、オストメイト用設備とベビーチェアを分散配置
- ✓ 共用トイレとすることで、異性介助や性的マイノリティに配慮

パターンD

<改修前>



<改修後>



Point !

- ✓ 男女用トイレを改修し、車いす用簡易型便房と共用トイレを設け、オストメイト用設備とベビーチェアを分散配置
- ✓ 車いす用簡易型便房を共用トイレとすることで、異性介助や性的マイノリティに配慮
- ✓ 便房を共用トイレとすることで、保護者の性別にかかわらず利用可能

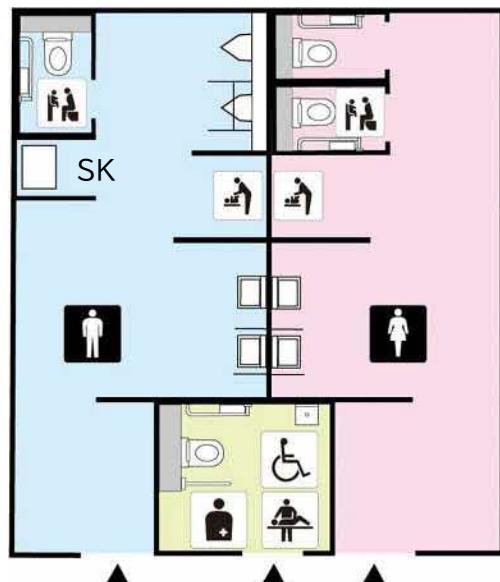
2 中・大規模施設（病院等）

- 複数の診療科を持つ、病院やクリニックでは、高齢者やオストメイト、男女トイレともに子ども連れの利用者にも配慮する必要があります。また、混み合う時間帯に利用者が集中するため複数トイレを設置するとともに、大型ベッドや乳幼児設備、オストメイト用設備等を分散配置し、ゆとりあるトイレ計画が望まれます。

新築(床面積300m²~)

2-1.床面積300m²~1,000 m²未満の病院の事例

整備項目	対応
弱視者への配慮	義務
車いす使用者用便房	義務
大型ベッド	義務
オストメイト用設備	義務
ベビーチェア	義務
ベビーベッド	義務

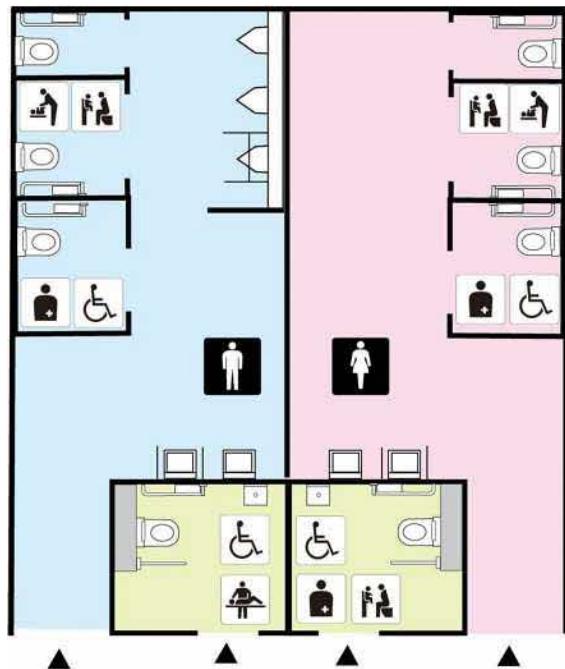


Point !

- 車いす使用者用便房に大型ベッドを設置し、異性介助に配慮
- 男女一般便房には片まひの方に対応した左右勝手違いのレイアウトの便房を設置
- 車いす使用者用便房を共用トイレとしてすることで、異性介助や性的マイノリティに配慮
- 車いす使用者用便房を共用トイレとしてすることで、保護者の性別にかかわらず利用可能

2-2.床面積 1,000 m²以上の病院の事例

整備項目	対応
弱視者への配慮	義務
車いす使用者用便房	義務
大型ベッド	義務
専用オストメイト用設備	義務
ベビーチェア	義務
ベビーベッド	義務
オストメイト(一般)	義務
ベビーベッド(一般)	義務
車いす簡易便房	義務



Point !

- 2-1.床面積 300~1,000 m²未満の整備事例とポイント事項と同様
- 1,000 m²以上の特別特定建築物に設置するオストメイト用設備は、簡易型を禁止
※一般便房に分散配置規定により設置するものは簡易型も可
- 車いす用便房を2つ設置し、大型ベッドとオストメイト用設備を分散配置して利用の混雑を防止

改修

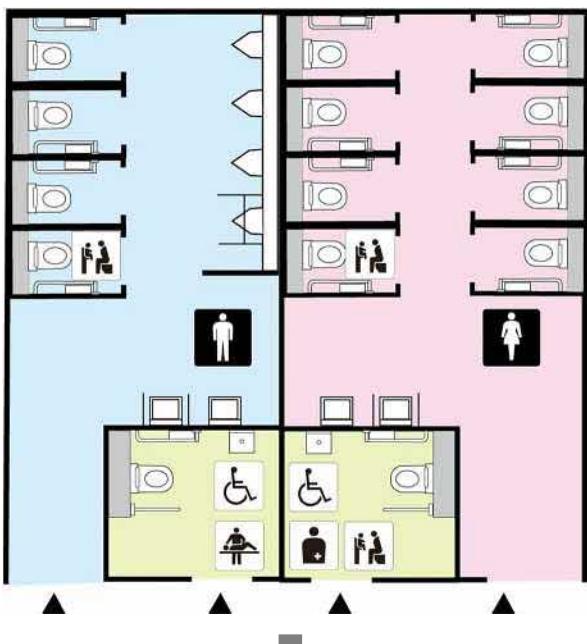
2-1.床面積 1,000 m²以上の病院の改修事例

整備項目	改修前	改修後
弱視者への配慮	—	義務
車いす使用者用便房	義務	義務
大型ベッド	義務	義務
オストメイト用設備 (簡易型禁止)	義務	義務
ベビーチェア	義務	義務
ベビーベッド	義務	義務
オストメイト(一般)	—	義務
ベビーベッド(一般)	—	義務
車いす簡易便房	—	義務

Point !

- ✓ 2-1.床面積 300~1,000 m²未満の整備事例とポイント事項と同様
- ✓ 1,000 m²以上の特別特定建築物に設置するオストメイト用設備は、簡易型を禁止
※一般便房に分散配置規定により設置するものは簡易型も可
- ✓ 車いす使用者用便房を2つ設置し、大型ベッドとオストメイト用設備を分散配置して利用の混雑を防止

<改修前>



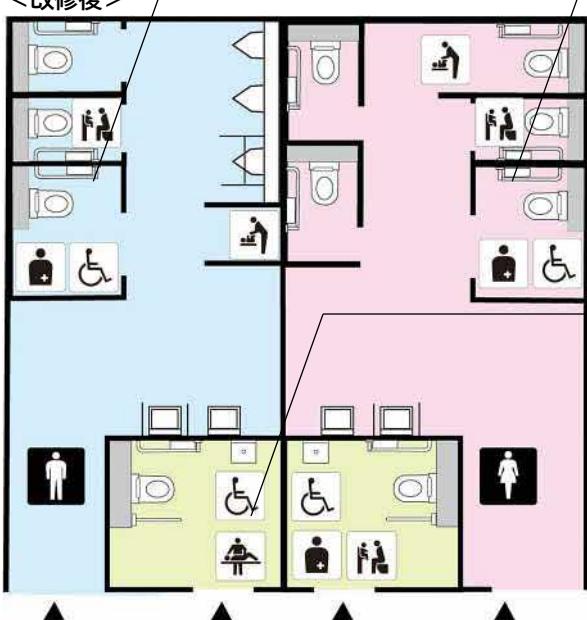
改修の Point !

- ✓ 男女別トイレでは、多機能トイレの利用集中を緩和するため、1つずつ車いす使用者用便房を設置
- ✓ 共用部の車いす使用者用便房の大型ベッド周辺は、介助や車いすの回転スペースに配慮し、空間を確保

整備イメージ(男女別トイレの車いす使用者用便房)



<改修後>



整備イメージ(共用部の車いす使用者用便房)



【資料提供:TOTO】

3 大規模商業施設等

新築(床面積 1,000 m²~)

- ✓ 大規模商業施設等における施設整備では、フロアの大きさや利用者の移動にかかる時間等を踏まえ、施設出入口付近や施設の中間地点等においてトイレを配置する必要があります。

整備項目	設備等
弱視者への配慮	義務
車いす使用者用便房	義務
大型ベッド	義務
オストメイト用設備	義務
ベビーチェア	義務
ベビーベッド	義務
オストメイト(一般)	義務
ベビーベッド(一般)	義務
車いす簡易便房	義務

Point !

- ✓ 車いす使用者用便房に大型ベッドを設置し、異性介助に配慮
- ✓ 男女一般便房には片まひの方に対応した左右勝手違いのレイアウトの便房を設置
- ✓ 男女共用トイレを設置し、保護者の性別にかかわらず利用可能
- ✓ 1,000 m²以上の特別特定建築物に設置するオストメイト用設備は、簡易型は禁止
※一般便房に分散配置規定により設置するものは簡易型も可
- ✓ 授乳室には、椅子やおむつ交換台を設置
- ✓ 車いす使用者用便房には大型ベッドとオストメイト用設備を設置



整備イメージ(共用部の車いす使用者用便房)

整備イメージの Point !

- ✓ 男女別トイレそれぞれにベビーベッド、ベビーチェアを配置
- ✓ ベビーチェアのある便房には、二重鍵を設置
- ✓ 女性トイレは、乳幼児連れに配慮した広いブースとし、ベビーベッドやベビーチェア、着替え台などを設置
- ✓ 共用部の車いす使用者用便房の大型ベッド周辺は、介助や車いすの回転スペースに配慮し、空間を確保

※画像はトイレ設備の整備例を示す(色彩計画については、「弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集」を参照のこと)

4 公衆トイレ

- ✓ 公衆トイレは公園や観光施設等に設置されるため、多様な利用者に対応した便房を複数配置する必要があります。

新築

4-1.床面積50m²程度のプラン

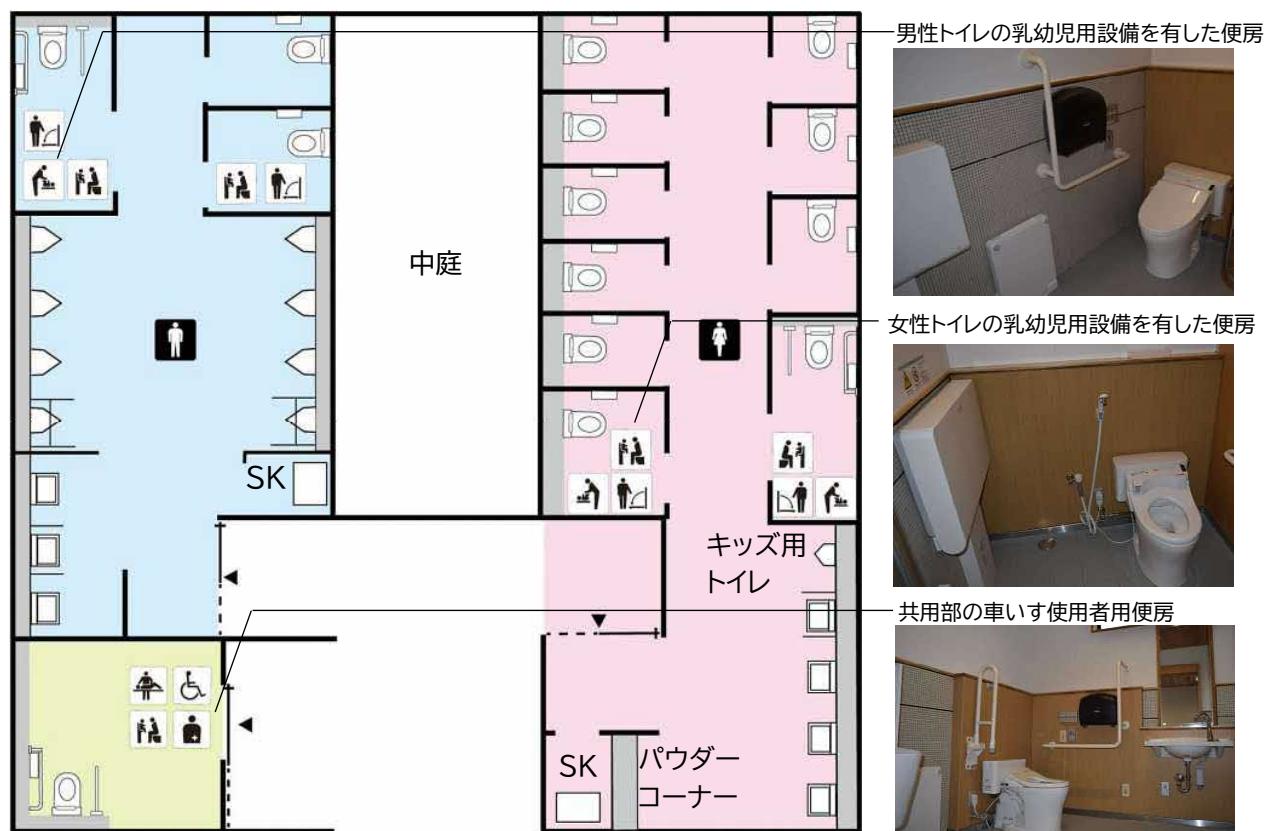


整備項目	対応
弱視者への配慮	義務
車いす使用者用便房	義務
大型ベッド	義務
専用オストメイト用設備	義務
ベビーチェア	義務
ベビーベッド	義務
ベビーベッド(一般)	義務

Point !

- ✓ 男女トイレのブースはゆとりのある広さとし、ベビーベッドとベビーチェアを分散して配置
- ✓ 車いす使用者用便房には大型ベッドとオストメイト用設備を設置

4-2.床面積130m²程度のプラン



4-3.床面積 200 m²程度のプラン (道の駅西いなば気楽里の事例)

